

## 古代東寺定額僧小考

### A Study of Tō-ji jōgakusō in Ancient Japan

佐藤 真海  
SATO, Masami

#### はじめに

平安期の東寺史研究はかねてより中世東寺史研究<sup>(1)</sup>により精力的に進められているが、堀裕氏の研究<sup>(2)</sup>により、平安初期の東寺・西寺に関する研究も進展を見せている。その中で堀氏は、平安京遷都と国家の寺院政策を総体的・構造的に捉え、本寺体制なる概念を提唱した。本寺体制とは、平安京周辺の新興寺院は、顕教や密教の法会を核とする特権的な寺院群に編成されるとともに、それらの住僧は南都諸大寺や延暦寺を本寺<sup>(3)</sup>（公的な所属寺院）とすることで、学業を修めることが可能になった体制を指す。そして、東寺・西寺は、それぞれ平安京で密教・顕教を政策的に分担し、南都諸大寺を本寺とする優れた僧侶を選抜して集めた寺院だったと論じられる。また、吉川真司氏は、平安初期にあつて、東寺・西寺は大規模な僧侶集団を擁さず、僧尼の養成や教学の維持は「仏都」平城京の官大寺に委ねられたとし、両寺の本源的性格が「国家的法会」に特化した官大寺<sup>(4)</sup>であったと述べる。つまり、南都諸大寺より優秀な密教僧を

選抜・配置し、国家的法会を執り行う寺院、これが古代東寺の起点と為し得ることが明確になってきた。本稿は、かかる動向を踏まえた上で、古代東寺の実態の把握を進めるための初歩的な作業を試みる。

そこで、筆者が取り上げるのが、東寺に対して公的に配置され、東寺で催行される法会の担い手となった東寺定額僧（以下、単に定額僧という場合、東寺定額僧を指す）である。これまで平安期の定額僧を豊富に取り上げた主な研究として、上川通夫氏や真木隆行氏の研究がある<sup>(5)</sup>。これらは中世的な東寺や真言僧団の形成過程に足場を置く研究だが、本稿ではその前段階を為す九・十世紀に関する議論を僅かなりとも深めたい。

以上の点から、本稿では九・十世紀における定額僧の人的規模とその本寺について、具体的な把握を進めることを目的とする。それは、弘仁十四年（八二三）十月十日に定額僧が創設されたことは、『類聚三代格』卷二所収の同日付官符の存在ゆえよく知られるが、その

後の展開は聊か不明瞭な点が残るからである。その際に解決すべきは、定額僧二十四名を東寺に入寺させ、それらの本寺を一律に東寺に変更または新規設定した、『東宝記』僧宝上（原本第十三卷）承和四年（八三七）四月五日僧綱牒の取り扱いである。本僧綱牒がいかに用いられてきたかは本論で述べるが、実は夙に加藤精神氏が写誤や誤解などがあると指摘し、後には武内孝善氏がその信憑性に疑義を提起している。それに導かれつつ、本僧綱牒を含む定額僧の創始に纏わる幾つかの史料についてあらためて検討を加えたい。それが前記の目的に迫る端緒となる。

## 第一章 東寺定額僧の創始をめぐる史料的問題

### 第1節 承和四年四月五日僧綱牒

まずは、はじめにで言及した二つの史料を掲げる。

【史料1】『類聚三代格』<sup>⑩</sup> 卷二、弘仁十四年十月十日官符

太政官符

真言宗僧五十人

右被<sup>二</sup>右大臣宣<sup>一</sup>僱、奉<sup>レ</sup>勅、件宗僧等、自今以後令<sup>レ</sup>住<sup>二</sup>東寺<sup>一</sup>。其宗学者、一依<sup>二</sup>大毗盧遮那・金剛頂等二百余卷經、蘇悉地・蘇婆呼・根本部等一百七十三卷律、金剛頂菩提心・釈摩訶衍等十一卷論等<sup>一</sup>。〔經論目錄在<sup>レ</sup>別。〕若僧有<sup>レ</sup>闕者、以下受<sup>二</sup>学<sup>一</sup>。尊法<sup>二</sup>有<sup>二</sup>次第功業<sup>一</sup>僧<sup>上</sup>補<sup>レ</sup>之。若無<sup>レ</sup>僧者、令<sup>三</sup>伝法阿闍梨<sup>二</sup>臨時度<sup>二</sup>補<sup>一</sup>之。道是密教、莫<sup>レ</sup>令<sup>二</sup>他宗僧雜住<sup>一</sup>。

弘仁十四年十月十日

【史料2】『東宝記』僧宝上（原本第十三卷）一、廿一口定額僧、承和四年四月五日僧綱牒<sup>⑪</sup>

僧綱牒 東寺別当・三綱

入寺法師等事

合二十四人

伝燈大法師泰範（年六十、藤卅六） 東大寺  
 大法師位杲隣（年七十一、藤卅） 東大寺  
 法師位寿寵（年五十七、藤卅二） 東大寺  
 法師位智戒（年卅八、藤十八） 東大寺  
 法師位真藏（年卅五、藤十五） 東大寺  
 法師位真光（、六十二、、十二） 弘福寺  
 法師位真秀（、卅二、、十二） 東大寺  
 満位僧惠運（、卅、、廿） 東大寺  
 満位僧春禎（、卅、、十九） 東大寺  
 満位僧浄行（、卅、、十） 元興寺  
 満位僧惠等（、卅、、八） 東大寺  
 満位僧安寛（、廿九、、八） 東大寺  
 住位僧真迪（、卅五、、十二） 東大寺  
 住位僧玄仁（、卅二、、十三） 元興寺  
 住位僧広仁（、卅九、、十） 法隆寺  
 住位僧安隆（、卅二、、廿五） 東大寺  
 満位僧宗叡（、廿五、、十二）  
 住位僧真方（、卅、、十）  
 住位僧化忠（、卅九、、九）

住位僧載皎（、卅四、七）

住位僧載宝（年廿六、藹六）

住位僧統勢（年卅二、藹六）

住位僧惠峯（、卅四、五）

入位僧惠寂（、卅一、四）

已上八人未入寺。

牒、玄番<sup>(マ)</sup>寮今月二日牒備、省同月一日符備、太政官去三月十三日符備、被<sup>レ</sup>從二位行大納言兼皇太子傳藤原朝臣三守宣<sup>一</sup>備、件法師等、宜<sup>レ</sup>改<sup>二</sup>本寺<sup>一</sup>入<sup>中</sup>東寺<sup>上</sup>。若有<sup>下</sup>為<sup>二</sup>學習<sup>一</sup>向<sup>二</sup>諸寺<sup>一</sup>者<sup>上</sup>、聽<sup>二</sup>借住<sup>一</sup>之者。仍<sup>下</sup>牒如<sup>レ</sup>件。寺宜<sup>二</sup>承知、依<sup>レ</sup>件令<sup>レ</sup>住。故牒。

承和四年四月五日 從儀師願護

威儀師全雄

大僧都豊安

律師善海

律師実恵

本稿全体にとり基礎となる【史料一】は、東寺の真言宗寺院化の典拠として著名である。堀氏は、ここに見える東寺の住僧（定額僧）について、【史料二】の承和四年四月五日僧綱牒を参照しつつ、それ以後の補任実態をも注視することで、南都諸大寺を本寺とする僧侶が選抜して集められたと論じる<sup>(12)</sup>。だが、なお課題はある。それは、本僧綱牒の、入寺法師（定額僧）の本寺が一律に東寺に設定された一面をいかに扱うかという点である。氏自らも、「その後の本寺変更実施は明確でな<sup>(13)</sup>」いと述べるが、本稿でも検討を加えたい。また、

そこで注視される実態面について、基礎的なデータを取り纏めて提示したいと考える。

但し、本僧綱牒は本寺の変更よりも、寧ろ人数の方に着目して活用されるのが大半であったと思われる。すなわち、当初五十名だった定額僧が、この時に二十四名（内、三綱三名）に減じられたとする解釈である<sup>(14)</sup>。それと関わるのが、十世紀中葉頃に空海の遺言に仮託して述作されたと思しき『御遺告』<sup>(15)</sup>の次の一項である。

【史料三】『御遺告』一、東寺定<sup>二</sup>供僧廿四口<sup>一</sup>縁起第十三（傍線は筆者）

一、東寺定<sup>二</sup>供僧廿四口<sup>一</sup>縁起第十三

夫以、件寺定<sup>二</sup>供僧二元注<sup>三</sup>官符五十口。今奏<sup>二</sup>定廿四口<sup>一</sup>。方

今伺<sup>三</sup>末代所有志<sup>一</sup>、本願聖靈元庭速崩、未<sup>レ</sup>堪<sup>二</sup>造畢<sup>一</sup>。加之、

未<sup>レ</sup>入<sup>二</sup>庄田・正税等<sup>一</sup>、寺大料少。因以奏定。就<sup>レ</sup>中廿一口修

学練行者、三口即三綱造治雜預者也。是亦皆用<sup>二</sup>淨行之人<sup>一</sup>。

勿<sup>レ</sup>用<sup>二</sup>員外人有犯之僧<sup>一</sup>。但有<sup>二</sup>工巧意操風流<sup>一</sup>可<sup>レ</sup>用<sup>二</sup>修理・

造作・莊嚴仏事<sup>一</sup>者、不<sup>レ</sup>求<sup>二</sup>淨不淨<sup>一</sup>置<sup>二</sup>於非入寺之外權三綱<sup>一</sup>。

依<sup>レ</sup>之<sup>二</sup>不<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>猥<sup>二</sup>雜他家穢僧等<sup>一</sup>。阿闍梨耶得<sup>レ</sup>一悟<sup>二</sup>千<sup>一</sup>。

なぜ本僧綱牒と『御遺告』が関わるか。それは、本僧綱牒の収録される一、廿一口定額僧の項の冒頭にして本僧綱牒自体の直前に、右の傍線部が「大師御記」として引用されるためである（続く「是亦皆<sup>レ</sup>有犯之」の記述も見えるが抹消）。そして、『東宝記』<sup>(16)</sup>は本僧綱牒に続けて「右符案、以<sup>二</sup>寛信法務自筆<sup>一</sup>写<sup>レ</sup>之了」と出典を示した後、「私云、廿四口供僧大師御入定之期、雖<sup>レ</sup>及<sup>二</sup>奏聞<sup>一</sup>、未<sup>レ</sup>及<sup>二</sup>仁体補任<sup>一</sup>欵。実恵僧都寺務之時、正定<sup>二</sup>其人機<sup>一</sup>、創建<sup>二</sup>講修<sup>一</sup>、

最初僧名如<sup>其</sup>「載<sup>レ</sup>右。」と始まる編者所見を付す。かかる一連の文脈の中で本僧綱牒は読まれることが多かったのではないかと憶測される。そうした中で、空海の高弟泰範の人物研究の脈絡から本僧綱牒の史料批判を試みたのが武内孝善氏であった。但し、氏の指摘する論点の中には、夙に加藤精神氏が着目するものもある。なお、加藤氏は、泰範・光定同人説を主張する中で本僧綱牒の記述を取り上げており、「此の東寺定額僧補任僧籍交名には、随分写誤もあり謬伝もあるから、余り過信してはならない」などと述べるが、その実在まを否定しようとする論調とは見受けられない。本稿では、より広範な論点を示した武内氏の見解に沿って検討を進めたい。

さて、武内氏は、本僧綱牒の①僧侶の配列が不統一で未入寺が存在、②十代以前の受具者が存在、③惠運・宗叡の年藪が他史料と矛盾、④泰範の本寺が他史料と矛盾、⑤泉隣の僧位が他史料と齟齬し、記載位置が不自然、⑥この二十四名が承和十年（八四三）十二月九日に東寺で行われた伝法灌頂の参列僧と余り重ならない、⑦僧綱牒の元を為す解状が見当たらない、⑧弘仁十二年（八二一）以降、泰範に関する記録が全く伝存しない点などに疑義を呈した。<sup>18</sup>この中で、加藤氏は③の内、惠運の夏藪と宗叡の年藪、⑤の内、泉隣の僧位の問題を指摘するが、それらを誤写や誤解、夏藪の概算に因るものと見ている。<sup>19</sup>

このように武内氏の指摘は多岐に亘るが、考証過程の中には聊か性急な部分も感じられ、後述の如く異論もある。しかし、不審点が含まれる点には同意する。特に確度の高いところでは、③の内、宗叡の年藪が『日本三代実録』元慶八年（八八四）三月二十六日条の

卒伝と齟齬する点は有力な疑義である。<sup>20</sup>また、②の内、安隆が七歳の受具となるのも不可解である。<sup>21</sup>そして、蓋然性の問題とはなろうが、承和三年（八三六）五月五日付及び同四年四月六日付の青龍寺宛の実恵らの書状に泰範の名が現れない問題点を指摘した<sup>⑧</sup>などもなるほど合理的である。

だが、ここではもう少し本僧綱牒の内容を汲み取ってみたい。そこで、参考として、年代のそう遠からぬ次の史料を掲げる。

【史料4】三千院本『慈覚大師伝』所引、嘉祥三年（八五〇）九月

十四日官牒<sup>22</sup>

太政官牒 延暦寺

定<sup>二</sup>総持院拾肆僧<sup>一</sup>事

伝燈大法師位惠高（年四十九、膺二十二）

伝燈法師位法慶（年五十八、膺二十五）

伝燈法師位承誓（年三十七、膺十四）

伝燈満位僧安亮（年三十四、膺十四）

伝燈満位僧昌遠（年三十八、膺十二）

伝燈住位僧賢仁（年四十四、膺十六）

伝燈住位僧観栖（年四十二、膺十四）

伝燈住位僧安勢（年三十五、膺十四）

伝燈住位僧証審（年三十五、膺十一）

伝燈住位僧証暲（年三十、膺十一）

伝燈住位僧道行（年三十、膺九）

伝燈住位僧承岑（年三十一、膺八）

伝燈住位僧種演（年三十八、膺七）

伝燈住位僧觀朗（年三十二、膺五）

右得<sup>三</sup>十禪師伝燈大法師位円仁奏<sup>二</sup>僞、奉<sup>三</sup>為聖朝<sup>一</sup>、件院入<sup>三</sup>十四僧<sup>一</sup>、永令<sup>二</sup>修法<sup>一</sup>者。右大臣宣、奉<sup>レ</sup>勅依<sup>レ</sup>奏者。仍所<sup>レ</sup>定如<sup>レ</sup>件。事須<sup>二</sup>毎月兩番、昼夜不<sup>レ</sup>絶、如<sup>レ</sup>法祇行<sup>一</sup>。其有<sup>二</sup>僧闕<sup>一</sup>、扱<sup>二</sup>三部中超拔者<sup>一</sup>、申<sup>レ</sup>官補<sup>レ</sup>之。若<sup>レ</sup>応<sup>レ</sup>預<sup>二</sup>宮中金光明会并臨時召請者、宜<sup>レ</sup>用<sup>二</sup>他番<sup>一</sup>。自余事条、統將処置。牒至准<sup>レ</sup>狀。故牒。

嘉祥三年九月十四日 左大史正六位上高丘百興牒

參議從四位下行右大弁兼行陸奥出羽案<sup>（つぎ）</sup>察使藤原朝臣

本史料は、帰朝後の円仁が延暦寺惣持院に十四僧を設置することを奏請したものである。<sup>(24)</sup>ここでは僧十四名が①僧位、②夏藁、③年齢の優先順で整然と配列される。<sup>(25)</sup>これが配列のあるべき姿とみてよければ、本僧綱牒を扱う際の着眼点が明確になるのではないか。翻つて本僧綱牒を検討したい。

まず、僧位について。既に気づかれただろうが、本僧綱牒は僧位冒頭の「伝燈」等<sup>(26)</sup>が二人目以降、省略される。加藤・武内両氏は、⑤で杲隣の僧位が「伝燈大法師位」でないことを問題視するが、それは本件の捉え方としてずれていると思う。<sup>(27)</sup>ところで、武内氏は本僧綱牒の出典が「寛信法務自筆」なる記録であり、この寛信が十二世紀中葉に著した『東寺長者次第』<sup>(28)</sup>にも本僧綱牒が引用されることから、本僧綱牒の存在が寛信の時代まで遡ることを指摘した。その引用箇所たる「第五僧正宗叡」の項には、「承和四年綱牒云、満位僧<sup>宗</sup>○叡。年卅五、藁十二<sup>(29)</sup>」とある。寛信が敢えて抄出するとは考え難いため、現在の状況は寛信より前に遡ると考えられる。なお、興味深いことに、かかる僧位冒頭部の省略は、東大寺真言院の二十一僧

を補任した承和三年閏五月三日僧綱牒もほぼ同様である。<sup>(30)</sup>当該期の僧綱牒で僧職の補任時に「伝燈」等を省略する事例は存在する<sup>(31)</sup>かように二人目から省略することがあり得るのかは不明確である。判断は留保したい。

次いで、僧侶の配列について。まず、武内氏は⑤で空海弟子間における位置から見て泰範→杲隣の順が釈然としなないとしたが、同じ僧位の者が基本通り夏藁順で配列されたとすれば問題ない。氏も僧の序列は夏藁によるとの理解を示しているが、かかる一般寺僧に係る寺院行政の場合に宗内論理を絡めるべき明証はないように思う。また、①では、(a)全体が僧位順に並ぶ中で住位の中に満位の宗叡が含まれる、(b)住位だけ藁順ではない、(c)未入寺が含まれる点が不審視される。しかし、本僧綱牒が本寺の設定を焦点としたことに寄り添えば、ここでは本寺の有無で全体を二分し、それぞれを原則として①僧位、②夏藁、③年齢の優先順で配列する方針だったのでないか。ならば、(a)は確実な疑義とはなり得ない。<sup>(32)</sup>一方で【史料4】に照らして問題となるのは(b)である。加えて住位の中では②夏藁順のみならず、③年齢順も乱れている可能性がある。<sup>(33)</sup>また、(c)も蓋然性の高い疑義だと思われるが、断定は留保したい。<sup>(34)</sup>

以上、僧侶の配列について武内氏が示した疑義の中から、問題とと言える点として夏藁順の乱れを抽出した。その他にも、氏により宗叡の年藁や安隆の受具年齢といった確度の高い矛盾点や、泰範関連史料の伝存状況を巡る合理的な疑義が示されているのは前述の通りである。尤も、年藁に関しては誤写などの可能性は排除し切れないものの、本僧綱牒を真正の史料として活用するのはやはり困難だと考える。



## 第2節 最初廿一口交名

ところで、武内氏も検討を加えるが、『東宝記』にはもう一つ定額僧の創設に関わる史料がある。それは、僧宝上（原本第七卷）一、廿一口定額僧の項の「最初廿一口交名」である。本項でも、原本第十三巻の同項と同様に冒頭に「大師御記」が引用され、続けて「私云、廿四口内廿一口以修学練行一為其器」、大師入定之期、雖有<sup>(実恵)</sup>奏聞、檜尾僧都寺務之時、正定<sup>(実恵)</sup>人体、始建<sup>(実恵)</sup>講修<sup>(実恵)</sup>最初廿一口交名」として次の【史料5】が引用される。なお、原本第十三巻は観応三年（文和元、一三五二）を程遠からぬ時期に編まれた中清書本、原本第七巻はそれ以前の段階の草稿本を転写したものとされる。<sup>(86)</sup>

【史料5】『東宝記』僧宝上（原本第七巻）一、廿一口定額僧

壹登大法師 真雅、、、、 円明、、、、 智泉、、、、  
恵運、、、、 忠延、、、、 真日、、、、 真光、、、、  
康秀、、、、 浄行、、、、 円行、、、、 延証、、、、  
真房、、、、 真勇、、、、 真無、、、、 真法、、、、  
如行、、、、 載皎、、、、 慶嘉、、、、 恵証、、、、  
真愷、、、、

さて、本文名に承和二年（八三五）三月二十一日に死去する空海よりも先に死去した智泉<sup>(86)</sup>が見えることから、かつてこれを天長元年（八二四）創設の神護寺定額僧と見做す古典的理解があつた。<sup>(87)</sup> 武内氏は主に本史料の内容の考察により、それが成立しないことを論じた。ここで補足すれば、神護寺に設定されるのは「解<sup>(88)</sup>真言<sup>(89)</sup>僧<sup>(90)</sup>二人<sup>(91)</sup>」であり、これが神護寺定額僧たり得ることはない。<sup>(92)</sup> では、先

の『東宝記』の所見は一旦無視し、仮にこれを智泉存命時のこととすれば、本文名の方は最初の東寺定額僧を窺い得る史料となるのか。一瞥して確度の低い史料だと直感されようが、煩を厭わず検討する。

まず、本史料の特徴は二十一名が一様に「大法師」だという点にある。その上で、着目すべきは、他史料により受戒年を窺える(1)真雅、(2)恵運、(3)円行の三名である。まず、(1)真雅は『故僧正法印大和尚位真雅伝記<sup>(93)</sup>』により弘仁十年（八一九）と受戒と判る。<sup>(94)</sup> また、(2)恵運は『入唐五家伝』安祥寺恵運<sup>(95)</sup>伝によれば、弘仁六年ないし八年の受戒と考えられ、『東大寺要録』巻第四、諸会章第五、三月、所引恵運僧都記録<sup>(96)</sup>には、弘仁七年の受戒と見える。<sup>(97)</sup> そして、(3)円行は、前二者より確度は落ちるが、『入唐五家伝』靈巖寺和尚<sup>(98)</sup>伝により弘仁六年ないし五年の受戒と考えられる。<sup>(99)</sup> つまり、【史料4】の如く夏藤順に配置されれば、三名の順序は、(3)↓(2)↓(1)もしくは(2)↓(3)↓(1)の何れかになる。武内氏は、東大寺別当たる円明が真雅より年長と考えられる点、智泉が空海の初期からの弟子で高雄山寺都維那に任ぜられたり高野山の開創で中心的役割を果たしたりした点、真雅の受戒が弘仁十年になる点などから、本文名が壹登↓真雅↓円明↓智泉↓恵運↓忠延の順になることに疑義を示した。筆者は上記三名の夏藤順の不統一から、本文名が僧綱牒等の原史料に由来するものとは見做し難いことを指摘したい。ゆえに、本文名は、それが空海死去後ならば勿論、智泉の存命時を対象とするものであつても、依拠し難いものとする。

以上、武内氏の議論を踏まえつつ、定額僧の創始をめぐる二つの史料が信を置き難いことを確認した。ならば、次の課題は、かかる

個別の史料批判を歴史像の再構築に繋げることだろう。その端緒は先の【史料1】にあると思われる。

### 第3節 『類聚三代格』巻二、弘仁十四年十月十日官符

さて、周知の通り、『類聚三代格』の元を為す弘仁・貞観・延喜の三代の『格』の編纂とは、「編纂時における有効法を明示すること」を目的とするものであった。<sup>(50)</sup> また、その編纂の過程にあつては、詔勅や官符等の原法令に対し、形式的な調整に止まらず、上述の目的に沿う形で、文章の削除や書き換え、増補などの改変が施されたことも明らかにされている。つまり、【史料1】は、まずはそれを本来収録した『貞観格』の撰進・施行年たる貞観十一年（八六九）時の有効法として読む必要がある。よって、二十四名への減員が行われた可能性はもとより低い。<sup>(51)</sup>

ならば、次に確かめるべきは、【史料1】と原法令との異同となる。次の正史の記事を参照されたい。

【史料6】『続日本後紀』承和二年正月壬子条

壬子。大僧都伝灯大法師位空海奏曰、依弘仁十四年詔、欲令下真言宗僧五十人住東寺、修三密門上。今堂舍已建、修講未創。願且割被入東寺官家功德料封千戸之内二百戸上、  
〔甲斐国五十戸、下総国百五十戸〕以充僧供、為国家薰修、利濟人天。許之。

なぜ本史料がここで意味を為すのか。それは、言うまでもなからうが、【史料1】にとり核心となる「真言宗僧五十人」を「住東寺」せしめることが、当初の「弘仁十四年詔」から承和二年、そして『貞

観格』に至るまで一貫していたとの解釈が導けるからである。<sup>(52)</sup>

更には、次の史料も存在する。<sup>(53)</sup>

【史料7】『東宝記』僧法上（原本第七卷）弘仁十四年十月十日官符

（傍線は筆者）

太政官符治部省

真言宗僧伍拾人

右被右大臣宣、奉勅、件宗僧等、自今以後令住東寺。其宗学者、一依大毗盧遮那・金剛頂等二百余卷經、蘇悉地・蘇婆呼・根本部等一百七十三卷律、金剛頂發菩提心論・釈摩訶衍等十一卷論等。〔經律論目錄在別〕。若僧有闕者、以下受二学一尊法。有二次第功業。僧上補之。若無僧者、令伝法阿闍梨臨時度補之。道是密教、莫令他宗僧雜住者。省宣下承知依宣行上之。立為恒例。符到奉行。<sup>(54)</sup>  
參議從四位下守右大弁勲六等伴宿禰國道從七位守左少史美努連清庭

弘仁十四年十月十日

本官符は【史料1】と酷似するが、傍線部(a)宛所、(b)書止文言、(c)位置があり、『貞観格』編纂以前の姿をする。これを真正の文書と見てよければ、【史料1】とは、原官符の実質に殆ど変化を施さぬまま、『貞観格』編纂時に当時の有効法として再確認されたものとなる。<sup>(55)</sup>

尤も、いつそう慎重を期すならば、「編纂時における有効法」を示すという編纂方針があらゆる場面で貫徹するとは限らず、無効部分が残る場合もあることにも配慮するがよからう。<sup>(56)</sup> しかし、その際に

留意されるのが、同じ『格』や『式』の他の規定と組み合わせること

とで、格文の読み替えを行うべき例が確認されていることである。<sup>(39)</sup>

その点を踏まえて言えば、『貞観式』については断定的なことは言い

難いが、『類聚三代格』内で【史料1】を無効化する格は確認されな

い。<sup>(40)</sup> それゆえ、同書編纂時の遺漏がない限り、定額僧の員数は『貞

観格』内で一貫していたはずである。

以上を踏まえるならば、弘仁十四年から『貞観格』の撰進までの

間に定額僧の減員が発令されていたとは考え難い。<sup>(41)</sup> ゆえに、空海が

死去直前に「奏定廿四口」めた、つまり仁明天皇がそれを裁可

したという『御遺告』の言説も、史実とは見做し難い。<sup>(42)</sup>

ところで、やはり筆者も、本僧綱牒や最初廿一口交名の如き定額

僧の一斉補任は、もしそれが生ずるならば、定額僧の減員が前提と

なると見る。ゆえに、本節の史料操作のみで、実は両史料の史実性

は殆ど否定できた。だが、減員という認識自体が『御遺告』や『東

宝記』の所見の影響を暗に受けている可能性もある。よって、強い

てそれを排せうとすれば、定員五十口のまま二十四ないし二十一名

分だけを入寺させたと解すことも、全く不可能だとは言いが切れない。

そこで両史料が単体でも信憑性に問題があることを確認した、前二

節の議論が効果を発する。

以上、本章では、承和四年四月五日僧綱牒と最初廿一口交名が何

れも信を置き難いことを再確認し、『御遺告』の説くような定額僧の

減員が生じ難いことを示した。以上を踏まえるならば、かねて東寺

と南都諸大寺との関係を論ずる際に課題となっていた承和四年の施

策は、平安初期の東寺を論ずる際には、度外視すべきだと考える。

## 第二章 東寺定額僧の人的規模

承和四年四月五日僧綱牒や最初廿一口交名の述作の歴史的背景は

追究すべき課題である。しかし、現時点では、前者については、武

内氏が述べるように、その存在が寛信の時期まで遡り得ることまで

しか確たることは判らない。<sup>(43)</sup> また、後者についても、氏によりそれ

を掲載する最古の典籍が『弘法大師行化記』行遍本と同深賢本、『弘

法大師行化記裏書』<sup>(44)</sup>だと指摘される以上のことは把握し得ていない。

そこで、それらは今後の課題とし、ここでは本僧綱牒と関わる定額

僧の人的規模や本寺をめぐる実態をあらためて確認することにした

い。なお、前章の議論を踏まえた上で、以下【史料1】は弘仁十四

年格と称す。

まず、定額僧の規模だが、弘仁十四年格が現行法である限り、制

度上、五十名だったと見る他ない。また、その減員の時期も未詳で

ある。なお、上記の通り、それに関わる内容は『類聚三代格』に見

えず、延喜八年（九〇八）の『延喜格』施行後も、制度上ないし建

前上は現行法だった可能性がある。<sup>(45)</sup>

その上で注目されるのが、次の史料である。

【史料8】『扶桑略記』第二十五、天慶六年（九四三）条

少僧都貞宗上表。（作者文時）右貞宗、去昌泰二年、謝東寺

廿僧一、依有本願一、籠金峰山之辺一。

本史料は、天慶六年に少僧都貞宗が僧綱を辞す際の上表文の冒頭

である。ここでいう「東寺廿僧」について、佐伯有清氏は「東寺の

二十僧というのは、修学僧五十人のうち三十人が東寺に常住する学

衆であったのたいして、二十人は他寺の僧で夏中に東寺に止住し



て衣食を給与され、五カ年の修学を修了すれば東寺の要職に任ぜられるという「選良僧」とする。<sup>(7)</sup>この説明には典拠が付されないが、恐らくは徳治三年（一二〇八）の後宇多法皇による東寺への五十口の修学僧の設置構想<sup>(8)</sup>に由来する解釈と推測され、従えない。しかし、東寺の僧官と見たことは妥当であり、定額僧が規模縮小を遂げた姿と見るべきだと考える。なお、貞崇は『東寺長者次第』では、「延長六年六月十七日、補<sup>二</sup>東寺入寺<sup>一</sup>」とあり、ともすれば私見と矛盾する。しかし、本来優先すべきは上表の記述であり、直ちに私見を否定するものとはなり難い。<sup>(9)</sup>過去を回顧した叙述ゆえ断定的なことが言い難いが、本稿では、遅くとも天慶六年までに定額僧の規模が縮小していたことが確実であり、更に言えば、昌泰二年（八九九）までにそれが生じていた可能性が高いとしたい。<sup>(10)</sup>そして、右の記述を見る限り、「東寺廿僧」は、国制的な位置付けはともかく、一定の枠組みとして通用していたと解される。

ところで、今更ながら、この「廿僧」の表記は周知の定額僧の員数二十一名（三綱を含めば二十四名）と異なる。だが、これを定額僧とは別の存在と見たり、脱字と見たりする必然性はない。というのも、東寺一長者寛朝が正暦五年（九九四）・翌長徳元年に東寺阿闍梨の創設を奏請した際にも、(1)「宗祖弘法大師、去延暦廿三年、為<sup>レ</sup>学<sup>二</sup>真言法<sup>一</sup>初以入唐。帰朝之後申<sup>三</sup>請東寺<sup>一</sup>為<sup>二</sup>真言之場<sup>一</sup>、以<sup>二</sup>廿口僧<sup>一</sup>申<sup>三</sup>補定額<sup>一</sup>」・(2)「是被<sup>レ</sup>定<sup>二</sup>置件阿闍梨<sup>一</sup>、定額僧廿口之内以<sup>二</sup>伝法灌頂人<sup>一</sup>申<sup>三</sup>補之<sup>一</sup>」(以上、正暦五年時の奏状)・(3)「厥後承和 聖主、先貴<sup>二</sup>密法<sup>一</sup>、追敬<sup>二</sup>大師<sup>一</sup>、依<sup>レ</sup>申任<sup>三</sup>請<sup>一</sup>、已以<sup>二</sup>東寺<sup>一</sup>為<sup>二</sup>真言処<sup>一</sup>。随即撰<sup>二</sup>廿口僧<sup>一</sup>為<sup>二</sup>定額數<sup>一</sup>、令<sup>下</sup>授<sup>二</sup>密法<sup>一</sup>、鎮修<sup>中</sup>

御願<sup>上</sup>」(長徳元年時の奏状)<sup>(2)</sup>と三度に亘って「廿」と表記されるからである。<sup>(3)</sup>しかし、当然「廿一」と表記する史料もあり、寧ろ此方が一般的だと解される。実態として二十一名で活動していたのはまづ間違いない。<sup>(4)</sup>

ところで、右の両寛朝奏状も、『御遺告』とほぼ同様に、(1)・(3)で空海が「廿口」の定額僧を申請したとの認識が示される。更に(3)は仁明天皇の時にそれが定まったとする叙述だろう。しかし、かかる動きが生じ難いことは前章で明らかにした。とすれば、十世紀末の東寺長者として、『御遺告』などの所伝を除き、定額僧の員数の正確な所以を、実は把握していなかったのではないか。<sup>(5)</sup>

また、興味深いのが、これまで見た員数表記に、「廿」と「廿一」(三綱を含めば「廿四」)のブレが見られることである。このことは、単に概数の問題として処理できるのかもしれないが、或いは拠るべき明確な規定、つまり弘仁十四年格の部分的改定法が発布されなかったことを示唆しているのではないか。抑もそれがあれば、死去直前の空海の行跡を述作する必要もない。そこで、敢えて憶測を述べれば、『御遺告』の如き言説は、「寺大料少」なきゆえ「廿僧」程に留まっていた実態に整合性を付けるべく生じたのではないか。そして、定額僧二十一名、三綱三名という枠組みは、そうした言説が国家とのやりとりの中で先例引勘される中で、その法的根拠が曖昧なままに定着していったものではないか。

ところで、これまで述べてきた動向は、弘仁十四年当初の構想を基準とすれば、定額僧の規模縮小と言える。しかし、実際に東寺僧が一挙にいなくなった訳ではやはりあるまい。抑も弘仁十四年の時

点で東寺の伽藍は造営途中にあり、主要堂舎の中には講堂や塔など未着工のものすらあった<sup>(76)</sup>。ならば【史料7】とは、即座の実現よりも、真言宗の育成・発展を期した、優れて理念先行型の国制だったと言える<sup>(77)</sup>。ゆえに、実態に合わせて「東寺廿僧」となっていたと考えるのがよからう。しかし、前章の結果を踏まえれば、それらの一斉補任が生じたかどうかは不明という他ない。

### 第三章 東寺定額僧の本寺

それでは、もう一方の本寺はどうか。定額僧が殆ど南都諸大寺の出身であった点は既に指摘されるが、本章ではそれをあらためて確認し、具体的に描出したい。

まず、着目されるのが『御遺告』一、吾後生弟子門徒等以三大安寺一可<sup>レ</sup>為<sup>二</sup>本寺一縁起第八<sup>一</sup>である。本条では、空海が師石渕贈僧正に従って大安寺を本寺としたこと、その後、空海は勅命により東大寺に渡り南院を建立し、その間の弟子らは東大寺に入住したが、今後弟子門徒らは大安寺を本寺として、本尊の釈迦如来に奉仕すべきことなどが説かれる。かくして二つの南都大寺の間で本寺の設定が論点とされたことから、『御遺告』の成立当時、東寺は殆ど本寺として機能しておらず、そうした発想すら起きなかったと推知される。これは旧来の実態が堆積した叙述と見るべきだろう。尤も、東寺を本寺とする例も少数ながら確認されるが、それを積極的に評価することは困難だと考える<sup>(78)</sup>。やはり少なくとも『御遺告』の成立時点では確実に、東寺は殆ど本寺たり得ていないと見るべきである。ならば、問うべきは創建当初に東寺の本寺化が構想されていたか

どうかになる<sup>(80)</sup>。だが、この点は成案を持ち合わせず、今後の課題としたい。但し、留意されるのが、堀氏が十世紀後半に下るとしつつも、定額僧の本寺が南都諸大寺となる実例を確認した点である<sup>(81)</sup>。これは言い換えると、十世紀後半の時点で弘仁十四年格は被適用者の本寺が東寺となる法制と解されていない、ということになる。それが本来の法意ならば、弘仁十四年の時点で東寺の本寺化は構想されていなかったことになるが、無論それは定かではない。

さて、以上の内容を示す具体例として、本稿では【表1】【表2】を加えたい。

まず、【表1】について。本表は十一世紀中葉までに定額僧だったことが窺える者の内、補任日の判明する者のみを集成した<sup>(82)</sup>。初出例は本表のNo.10の法喜となるが、定額僧は官牒により補任され、そこには「伝燈大師位法喜(年五十三、藤廿六)真言宗、大安寺」のように僧位・僧名・年・藤・本宗・本寺が記載される。本表の①定額僧の補任時の本寺の項には、かかる官牒(但し全て他史料に引用されたもの)に基づき、補任時の本寺が確定できる例を採録した。だが、これだけではサンプルが少ない。そこで、官牒が伝存せぬ者は、興福寺本『僧綱補任』(一部、彰考館本『僧綱補任』<sup>(83)</sup>)に見える本寺(僧名下に記載される寺院名)を、②『僧綱補任』における本寺の項に採録した。③項と④項で採録するタイミングが同一ではない点にまず留意されたい。但し、両者が相違することは余りないと見る。また、⑤項は、No.19深覚が正暦三年(九九二)の東大寺別当補任の官牒では本寺が「専寺(東大寺)」となっていたり、『僧綱補任』の両本が齟齬したりする例などが確認され(本表の備考参照)、必ずしも

【表1】東寺定額僧補任一覧

No.	定額僧補任年月日	西 曆	僧名	④定額僧補任 時の本寺	⑥『僧綱補任』 における本寺	『僧綱補任』の記載箇所	定額僧補任の典拠
1	延喜21年正月21日	921	泰舜		元興寺	天慶3年(940)12月14日・任権律師	東寺長者次第
2	延長元(2)年12月24日	923(4)	尙定		東大寺	天慶5年(942)閏3月30日・維摩会講師	東寺長者次第
3	延長5年8月4日	927	貞誉		東大寺	天慶3年(940)12月14日・任権律師	東寺長者次第
4	延長6年6月17日	928	貞崇		東大寺	承平2年(932)9月13日・任権律師	東寺長者次第
5	延長8年4月9日	930	寛空		東大寺	天慶8年(945)12月29日・任権律師	東寺長者次第
6	承平元年5月9日	931	延鑑		元興寺	天曆3年(949)12月26日・任権律師	貞信公記抄・東寺 長者次第
7	承平元年5月9日	931	延昌		延暦寺	天慶8年(945)12月29日・任権律師	貞信公記抄
8	承平5年7月	935	円照		元興寺	天延2年(974)5月5日・任権律師	彰考館本僧綱補任
9	天慶5年閏3月9日	942	救世		興福寺	応和元年(961)12月28日・任権律師	東寺長者次第
10	天曆6年11月29日	952	法喜	大安寺			醍醐寺重具書案
11	天曆9年正月22日	955	定昭		興福寺	応和2年(962)正月11日・維摩会講師	東寺長者次第
12	天曆9年12月19日	955	寛静		東大寺	康保元年(964)7月20日・任権律師	東寺長者次第
13	天曆10年4月26日	956	禪明	元興寺			醍醐寺重具書案
14	天曆10年5月7日	956	安歳	大安寺			醍醐寺重具書案
15	天徳元年12月9日	957	智源	東寺			醍醐寺重具書案
16	天徳2年5月18日	958	千攀	東大寺		安和2年(969)5月28日・任権律師	東寺長者次第
17	天徳3年7月17日	959	禪利	興福寺			醍醐寺重具書案
18	天延3年3月25日	975	雅慶		仁和寺	寛和元年(985)12月22日・任権律師	東寺長者次第
19	天元2年12月7日	979	深覚		東寺	長徳4年(998)10月24日・任権律師	東寺長者次第
20	寛和2年6月19日	986	仁海		東大寺	寛仁2年(1018)8月15日・任権律師	東寺長者次第
21	永祚2年2月25日	990	頼算	東大寺			朝野群載卷16
22	正暦元年3月	990	清寿	東大寺		長徳4年(998)正月23日・任権律師	彰考館本僧綱補任
23	正暦3年11月	992	朝寿	東寺		寛弘8年(1011)4月27日・任権律師	彰考館本僧綱補任
24	正暦4年5月11日	993	平誉				小右記
25	長徳元年2月27日	995	尋清	東寺		長和6年(1017)3月15日・任権律師	彰考館本僧綱補任
26	長徳4年12月9日	998	成典	東寺		寛仁3年(1019)10月20日・任権律師	東寺長者次第
27	長保3年8月15日	1001	盛算	東大寺		寛弘7年(1010)8月21日・任権律師	東寺長者次第
28	長保3年	1001	朝源	東大寺		万寿4年(1027)3月10日・任[権]律師	彰考館本僧綱補任
29	長和2年10月15日	1013	延尋	東大寺		治安2年(1022)10月13日・任[権]律師	東寺長者次第
30	長和5年	1016	念縁	東大寺		長元7年(1034)11月17日・任権律師	彰考館本僧綱補任
31	長元5年	1032	行禪	東寺		治暦4年(1068)3月9日・任権律師	東寺長者次第
32	永承2年10月	1047	良深	東寺		康平6年(1063)12月29日・任権律師	東寺長者次第
33	永承4年	1049	長信	仁和寺		永承5年(1050)12月30日・任権少僧都	東寺長者次第

凡 例

- ① [定額僧補任年月日] は、典拠が官牒や典籍の場合は、それらに明記される日付を、古記録の場合は、補任が言及される日付を採った。また、[定額僧補任の典拠] 欄に載せた史料の補任日は異なる補任日を記す史料がある場合には、下記の [備考] でその旨を示した (なお、一方が日付まで記録し、もう一方が年次までしか記さない場合は示さない)。
- ② [『僧綱補任』の記載箇所] は、『僧綱補任』の興福寺本ないしは彰考館本で本寺が記載される箇所を示した。原則として興福寺本を採録するが、それに記述がなく彰考館本に拠ったり、或いは両書で記述が異なったりする場合は、下記の [備考] に示した。また、彰考館本の記述を補った箇所には、[ ] を用いた。

[備考]

- No.2 : 『東寺長者次第』では補任年次を延長2年とする説も傍記される。
- No.18 : 彰考館本『僧綱補任』では貞元2年(977)月日定額僧補任とする。また同書は本寺を東大寺・興福寺とする。
- No.19 : 『大日本古文書家わけ第十八東南院文書之一』38、正暦3年(993)7月8日官牒と彰考館本『僧綱補任』は本寺を東大寺とする。
- No.22・27・28 : 本寺は彰考館本『僧綱補任』に拠る。
- No.23 : 彰考館本『僧綱補任』は本寺を仁和寺とする。
- No.25 : 彰考館本『僧綱補任』は本寺を東大寺とする。
- No.29 : 本寺は彰考館本『僧綱補任』に拠る。また同書は長和2年10月9日補任とする。

全てが正確な情報だとは言い切れない。なお、前章で取り上げた貞崇も、此方では『東寺長者次第』に従い補任日を探った。確実な議論を行う上で重視するデータは①項だと断った上で、内容の検討に移ることしよう。

さて、①項では大安寺二件、元興寺・東寺・興福寺・東大寺各一件、②項では、備考に示した問題をひとまず度外視して枠内を集計した場合、東大寺十二件、東寺六件、元興寺三件、興福寺・仁和寺各二件、延暦寺一件が確認される。これらが偶然残った網羅性に乏しいデータである点には注意せねばならないが、①項に対し②項を補助的に用いれば、十世紀前半から末頃にかけて、定額僧の本寺はやはり殆ど南都諸大寺であったと判断してよからう。③項では東寺が二番目に多いが、それは凡そ十世紀末頃以降に顕著になる事象であり、『御遺告』から得られる知見との矛盾はない。なお、重要な論点として、永村眞氏により、平安中期以降、東寺・醍醐寺僧の本寺が東大寺に固定化され形式化していくことが指摘される。本表からも垣間見える定額僧の変動は別の機会に論じたい。天台僧が補任された可能性がある点も興味深い(No.7)<sup>(95)</sup>、此方も判断は留保する。ところで、④項にもやや注意を要する。というのも、ここでNo.21以外の典拠となる『醍醐寺重具書案』は、十四世紀初頭に東大寺と醍醐寺の間に起きた本末相論の中で醍醐寺の重陳状に付された具書であり、それに由来するバイアスが生じているからである。本相論の研究は、永村氏により基礎が据えられ、史料研究も進展している。その相論の中にあつて、No.10・13・14・15・17の官牒は、既に永村氏が述べるように、東寺・醍醐寺僧の本寺が一貫して「東大寺」

と記載されてきたとする、東大寺の主張に対する反証として提出されたものとなる。よつて、①項には、東大寺が恐らく実態よりも過少に反映されている。また、東寺を本寺と記すNo.15だが、管見の限り、承暦二年(一〇七八)にもう一つばかり同様の例が確認される。よつて、東寺を本寺とする者がいたことは安易には否定できない。とはいへ、本具書案が、真言宗の「本所」・「本寺」を自らと東寺とに主張する醍醐寺が、同じくそれを自らに主張する東大寺を論駁しようとする中で作成された点も、配慮しておくのがよいだろう。<sup>(96)</sup>

さて、以上の作業を経て効果を発するのが、次の【表2】である。これは『東宝記』僧宝下(原本第八卷)に収載される東寺の年分・臨時度者に関する官符群から、度者の師主名を史料の表記のままに抜粋したものである。すぐに気づかれるだろうが、糸口となるのは、「大安寺伝燈大師位安歳」と「興福寺伝燈大師位禪利」である。彼らは先の【表1】により定額僧補任歴が窺え、「大安寺」・「興福寺」は各自の補任時の本寺だったことが確認できる。表中の時点も変わらず在任していた可能性は高い。つまり、両者は、弘仁十四年格の適用を受けながら、僧籍の関わる場面ではなお本寺たる南都の僧として扱われていると考えられる。とすれば、残る十名の(某寺伝燈大師位某)も、同様に定額僧だった可能性が高いだろう。但し、この内、東大寺伝燈大師位寛救は東寺の凡僧別当である。<sup>(97)</sup>だが、定額僧補任歴があつたり、定額僧と兼務していたりする可能性があり、抑も東寺の寺官である。また、僧綱四名の内、定助のみが東寺長者(東寺の僧綱別当)<sup>(98)</sup>ではないが、彼は定額僧だと考えられる。



【表2】東寺年分度者の師主

年月日	西暦	師主	得度種別	典拠
天曆8年5月15日	954	少僧都法眼和尚位寛空	年分度者	東宝記僧宝下 (原本第八卷)
		権律師法橋上人位定助		
		大安寺伝燈大法師位延静		
		東大寺伝燈大法師位禪昇		
天曆9年7月17日	955	律師法橋上人位延鑑	年分度者	
		興福寺伝燈大法師位延禎		
		東大寺伝燈大法師位寛救		
		元興寺伝燈大法師位如照		
天徳3年8月3日	959	権少僧都法眼和尚位延鑑	年分度者	
		東大寺伝燈大法師位智泉		
		東大寺伝燈大法師位明祚		
		東大寺伝燈大法師位定興		
康保2年10月4日	965	東大寺伝燈大法師智泉	臨時度者	
		大安寺伝燈大法師位安歳		
		東大寺伝燈大法師位定興		
		元興寺伝燈大法師位誉好		
康保5年6月8日	968	権律師法橋上人位定照	年分度者	
		大安寺伝燈大法師位安歳		
		興福寺伝燈大法師位禪利		
		元興寺伝燈大法師位延礼		

また、寛空・延鑑・定照<sup>⑧</sup>も、【表1】の通り定額僧補任歴がある。それゆえ、彼らがどの身分を直接の根拠として弟子を得度し得ているのかは断じ難いが、ここでは東寺に付与された度者ゆえの自然な解釈として、やはり表中の面々は東寺別当と定額僧からなる<sup>⑨</sup>と考え<sup>⑩</sup>る。本稿ではこの十世紀中葉のサンプル十二名の中に一名も「東寺」

を冠する者が現れなかったことに注目したい。

以上、【表1】④項と【表2】によれば、十世紀中葉の時点で弘仁十四年格が本寺変更を含蓄する法制とは全く解されておらず、東寺は殆ど本寺たり得ていなかったことがあらためて窺える。これを【表1】⑧項と併せれば、かかる実態は少なくとも十世紀前半まで遡ると考えられる。これは九世紀の東寺を推論する際にも、一定の根拠として活用できよう。本章の結論は全て先学の指摘に収まるものであるが、基礎的なデータの取り纏めを行った次第である。

### おわりに

いまいちど本稿の内容を振り返る。

まず、『東宝記』原本第十三卷所引の承和四年四月五日僧綱牒及び同原本第七卷所引の最初廿一口交名がともに信頼し難いことをあらためて確認した。また、『類聚三代格』卷二、弘仁十四年十月十日官符の格たる性質に着目した上で、弘仁十四年から『貞観格』の撰進に至るまで、『御遺告』の説くような定額僧の五十名から二十四名への減員は生じ難いことを論じた。そして、平安初期の東寺と南都諸大寺の関係を論ずる際に課題となっていた、承和四年に定額僧二十四名の本寺を一律に東寺に設定した動きは、史実とは見做し難いことを述べた。

また、定額僧の員数は、弘仁十四年十月十日格が現行法である限り、制度上、五十名だったと見る他ないが、他方、実態としては天慶六年以前にはその規模が縮小を遂げており、更にはそれが昌泰二年以前に遡る可能性が高いとした。その上で、十世紀末の東寺長者



が定額僧の減員の正確な所以を把握していないと思しきこと、かつ員数表記にもブレが見られることを指摘した。これらから、憶測ではあるが、今日知られる定額僧の員数は『御遺告』の如き言説を承けつつ、法的根拠が曖昧なままに定着した可能性もあると述べた。

そして、定額僧の本寺を検討すべく、『御遺告』及び十世紀前半から十一世紀中葉までの定額僧の補任データを検討した。それによれば、十世紀中葉の段階で弘仁十四年十月十日格は被適用者の本寺変更を伴う法制と全く解されておらず、東寺もやはり殆ど本寺たり得ていないことが確認された。そして、それは少なくとも十世紀前半まで遡ると考えられる。

はじめに述べた通り、平安初期の東寺・西寺の在り様を巡る議論が、南都諸大寺との関係を注視しつつ進められている。本稿では、その驥尾に付して古代東寺の実態を捉えるべく、九・十世紀の東寺定額僧の人的規模や本寺について初歩的な検討を試みた。考察が及ばなかった点や論証が不十分な点は余りにも多いが、ひとまずここで筆を擱く。

## 【注】

(1) 例えば、網野善彦『中世東寺と東寺領荘園』(東京大学出版会、一九七八年)・上川通夫「平安中後期の東寺」(『日本中世仏教形成史論』校倉書房、二〇〇七年、初出一九八五年)・真木隆行「中世東寺長者の成立——真言宗僧団の構造転換——」(『ヒストリア』一七四、二〇〇一年)等。

(2) 堀裕<sup>④</sup>「智の政治史的考察——奈良平安前期の国家寺院・学僧——」(『南都仏教』八〇、二〇〇一年)・同<sup>⑤</sup>「平安初期の天皇権威と国忌」(『史林』八七・一六、二〇〇四年)・同<sup>⑥</sup>「平安京と寺々——平安初期の構造と歴史——」(西山良平・鈴木久男編『古代の都3恒久の都平安京』吉川弘文館、二〇一〇年)・同<sup>⑦</sup>「平安京における寺院・法会の構造」(『暁正』二〇一一年)・同<sup>⑧</sup>「平安新仏教と東アジア」(『岩波講座日本歴史 第4巻 古代4』、岩波書店、二〇一五年)・同<sup>⑨</sup>「王宮からみた仏教の受容と展開——七世紀から九世紀を中心に——」(佐藤文子・上島享編『日本宗教学史4宗教の受容と交流』吉川弘文館、二〇二〇年)。引用の都合上、<sup>④</sup>～<sup>⑨</sup>の記号を付した。なお、本段落にて述べる本寺体制は<sup>④</sup><sup>⑤</sup><sup>⑥</sup>、平安初期の東・西寺に関する見解は<sup>④</sup><sup>⑦</sup><sup>⑧</sup><sup>⑨</sup>を参照した。

(3) なお、本寺について論じた研究には、永村真「真言宗」と東大寺——鎌倉後期の本末相論を通して」(『中世醍醐寺の仏法と院家』吉川弘文館、二〇二〇年、初出一九八八年)・鈴木慎一「八・九世紀の「本寺」について——僧尼名簿考察の一視点——」(『寺院史研究』三、一九九三年)・原田和彦「九世紀における僧尼と寺院」(『栃木史学』一三、一九九九年)がある。

(4) 吉川真司「日本古代の仏都と仏都圏」(堀裕・三上喜孝・吉田歙編『東アジアの王宮・王都と仏教』勉誠社、二〇二三年)。吉川氏は、かかる仏教政策上の平安京と旧都平城京の関係を「王都・仏都分離策」と表現し、同『天皇の歴史2聖武天皇と仏都平城京』(講談社、二〇一八年、初出二〇一一年)でもこの点が明確に論説される。

(5) なお、平安初期の東寺・西寺を扱った比較的新しい研究には、これまで挙げてきた他に、天皇家の仏事財源たる官家功德分封物が東大寺から東寺・西寺へ移管される過程を分析するとともに、両寺に南都諸大寺の諸機能が集約されていたと説く、清田美季「奈良・平安時代の寺院政策と天皇——檀越としての天皇と官家功德分封物——」(『南都仏教』九六、二〇一一年)もある。

- (6) 東寺の法会で定額僧が果たした役割は、上川前掲注(1)・真木前掲注(1)・同「平安時代の東寺結縁灌頂会―永久元年(一一一三)公請化の歴史的前提―」(『山口大学文学会志』五四、二〇〇四年)等参照。
- (7) 上川前掲注(1)、真木前掲注(1)・(6)、同「永久元年の真言宗阿闍梨と東寺定額僧」(東寺文書研究会編『東寺文書と中世の諸相』思文閣出版、二〇一一年)。
- (8) 加藤精神「弘法大師と伝教大師との道交を論ず(その二)」(『弘法大師伝の新研究』一九三六年)。以下、注記せぬ限り、加藤氏への言及はこれに拠る。
- (9) 武内孝善「泰範の生年をめぐる諸問題―承和四年四月五日付僧綱牒の信憑性―」(『弘法大師空海の研究』吉川弘文館、二〇〇六年、初出二〇〇二年。但し、一部の初出は一九九九年)。以下、注記せぬ限り、武内氏への言及はこれに拠る。
- (10) 神道大系編纂会編、関晃・熊谷公男校注「神道大系 古典編十 類聚三代格」(神道大系編纂会、一九九三年)。また、『史料1』については、筆者が目下参加する『類聚三代格』の新たな校訂本の刊行に向けた共同研究における堀裕氏の校訂作業(未公刊)も参考にした。
- (11) 本稿を通じて『東宝記』は、東宝記刊行会編『国宝東宝記原本影印』(東京美術、一九八二年)・同『国宝東宝記紙背文書影印』(同上、一九八六年)参照。また、以下も含めて、『東宝記』は、原則として、傍書・補入等は本文に組み込んで引用するが、抹消部分は引用しない。【史料2】に関して言えば、原文では載宝と統勢は、載皎と惠峯の間下方に書かれ、そこから両人の間へ挿入線が引かれる。
- (12) 堀前掲注(2) ①②③④⑤⑥⑦論文。
- (13) 堀前掲注(2) ⑧論文。また⑨論文では「承和四年の本寺の改定がどの程度実効力があつたかなお検討を必要としよう」とする。
- (14) 通史叙述の中で僅かに言及されるに過ぎないが、例えば、勅賜東寺一千年記念法

会臨時事務局、一九二三年)・赤松俊秀「初期の東寺」(『仏教芸術』四七、一九六一年)・上島有「古代・中世の東寺―教王護国寺―の歴史の考察―」(『東寺・東寺文書の研究』思文閣出版、一九九八年、初出一九九五年)等。

- (15) 『御遺告』(遺告二十五ヶ条)は、その最古の写本の奥書により安和二年(九九九)まで成立年代が遡り(和多昭夫「高野山と丹生社について」(『密教文化』七三、一九六五年)・武内孝善「東寺長者致九・十世紀を中心として」(『空海伝の研究―後半生の軌跡と思想―』吉川弘文館、二〇一五年、初出二〇〇八年)等)、かつ種々の空海の遺言の類の中で最初に成立したとされる(武内孝善「御遺告の成立過程―附・御遺告項目対照表一・二―」(『密教学会報』三五、一九九六年)。
- 一方、成立の上限は諸説あるが、本稿では天曆三年(九九九)に東寺一長者に就いた寛空の周辺で述作された可能性を想定する、苦米地誠一「空海撰述の「祖典」化をめぐる―空海第三地菩薩説と『御遺告』の成立―」(阿部泰郎編『中世文学と隣接諸学2 中世文学と寺院資料・聖教』竹林舎、二〇一〇年)に従う。『御遺告』は、密教文化研究所弘法大師著作研究会編『定本弘法大師全集 第七卷』(高野山大学密教文化研究所、一九九二年)参照。
- (16) 『東宝記』については、山本信吉「東宝記概説」(前掲注(11)『国宝東宝記原本影印』・新見康子「東寺の伽藍と『東宝記』」(東寺宝物の成立過程の研究』思文閣出版、二〇〇八年)参照。
- (17) 傍書の「其」は挿入の符号が見えず原史料のまま配置した。なお、この「私云」の全体は武内氏の論文で簡潔に紹介される。
- (18) 武内氏の史料批判の典拠を逐一紹介することは割愛する。氏の論文を参照されたい。

- (19) なお、加藤氏は泰範・光定同人説に基づき泰範の年齢が概算だとするが、本稿ではその問題に立ち入らない。また、加藤精神「泰範・光定の同異に就いて辻博士に答ふ」(辻善之助『修訂 日本文化と仏教』

大日本出版、一九四三年、初出一九三三年）でも梶隣の僧位や泰範の年齢の問題が触れられる。

(20) 惠運の方は、拙稿「安祥寺阿闍梨の歴史的位置―偽文書からみた古代安祥寺の変貌―」（『ヒストリア』二八四、二〇二一年）で、武内氏が年藹の検討に用いた史料の一つである『東寺要集』（『統群書類従』第二十六輯下）貞観七年（八六五）十月十六日官牒が偽文書だと論じており、氏の考証には従えない部分がある。また、惠運の受具年は、後述の通り、弘仁六（八一五）・七・八年の三説があり、本僧網牒の記載を直ちに否定するのは難しい。なお、氏の『入唐五家伝』安祥寺惠運伝に基づく惠運の生年・受具年の算出には誤解がある。『入唐五家伝』については、「校訂『入唐五家伝』（佐藤長門編『遣唐使と入唐僧の研究―附校訂『入唐五家伝』―』高志書院、二〇一五年）参照。

(21) なお、武内氏は、吉田靖雄「奈良時代の得度と受戒の年齢について」（『続日本紀研究会編『続日本紀の時代』塙書房、一九九四年）が、九世紀前半にあつて受戒は例外を除き二十歳以上であり戒律に適合したこと、得度者に十代が見えなくなることなどを指摘したことなどを踏まえ、本僧網牒に安隆（七歳受具）・宗叡（十三歳受具）・玄仁（十九歳受具）・智戒・真秀・惠運・真方・載宝（以上、二十歳受具）らが含まれる状況を、「はなはだ異常としかいようがなく、作為が感じられよう」とする。以下、私見を示す。

まず、十九歳と二十歳の受具者について。武内氏は吉田氏の所説を踏まえ、十九歳で受具した空海の実弟真雅の存在を特例と見做したが、ならば、同様の特例は他にも有り得るのではないか。また、武内氏自身も吉田氏の所見を承けて二十歳受戒者（円珍・実敏）の例を認めている。これらを考慮すれば、十九歳や二十歳の受具者の存在はより多くの事例を集積した上で、丁寧処理すべき論点であるように思う。

また、宗叡について。後にも触れるが、武内氏が明らかにしたように、本僧網牒の逸文として『東寺長者次第』の「第五僧正宗叡」の項

がある。そこでは、氏により高野山宝寿院本（和多昭夫「寛信撰東寺長者次第」（『高野山大学論叢』二、一九九六）の底本）と仁和寺本とで宗叡の年齢が異なる点が見出される（和多氏によれば、宝寿院本が鎌倉期、仁和寺本が平安末期の写本という）。すなわち、高野山宝寿院本では年が「年卅五」（藹は十二）で、受具は二十三歳となる。他方、武内氏は、仁和寺本が「年廿五」（藹は十二）になるとし、同書の引用時に『東宝記』と同じ仁和寺本の方の文字を採る。筆者も武内氏の校合の蓋然性は高いと見るが、ここでは慎重を期して判断を留保する。なお、両本の何れの年藹を採っても、『日本三代実録』の宗叡卒伝とは矛盾が生じる。以上の点より、ここでは受具年齢が確実に不審な者として七歳受具の安隆を挙げた。なお、本稿を通じて、原則として、夏藹の算出の際には、中村元『佛教語大辞典縮刷版』（東京書籍、一九八一年）の「夏蠟」の項「夏に安居をした年の数によって、修行僧としての年数を数える」の如き通説を踏まえた上で、安居終了を以て藹を加算し、かつ受戒年の安居終了以前に受戒した（つまり藹一となる年に受戒した）ものとして扱った。但し、武内氏も述べる通り、当時の夏藹の数え方には詳らかではない部分があり、より厳密に追究する余地が残る。

(22) ともに『弘法大師御伝』（長谷宝秀編『弘法大師伝全集 復刻第一巻』ピタカ、一九七七年、初版一九三五年）。

(23) 天台宗典編纂所編『続天台宗全書 史伝2 日本天台僧伝類1』（春秋社、一九八八年）。

(24) 延暦寺惣持院の創建事情については、小南妙覚「慈覚大師円仁による法華総持院の創建と熾盛光法の始修について」（『天台学报』六三、二〇二一年）参照。

(25) なお、東大寺尊勝院に十僧を置く『東大寺統要録』諸院篇、応和元年（九六一）三月四日官牒も①②の優先順位である（同じ藹の者が不在のため③は不明）。同書は筒井寛秀監修、東大寺統要録研究会編纂・

校訂『東大寺統要録』(国書刊行会、二〇一三年)参照。

(26) 「伝燈」以外の可能性があり得るのか不明瞭だが、まず「伝燈」だろう。僧位については、山田英雄「古代における僧位」(『日本古代史攷』岩波書店、一九八七年、初出一九六四年)等参照。

(27) なお、山田佳雅里「泰範・義真の去就について」(『高野山大学大学院紀要』三、一九九九年)も本文で「伝燈大法師泰範」年六十 藤井六 東大寺」を引き、「ちなみに、泰範のつぎには「大法師位杲隣、年七十一 藤井六 東大寺」とある」と注で述べるが、筆者と同じ解釈なのか掴みかねる。

(28) 和多前掲注(21)参照。

(29) ここでは高野山宝寿院本を底本とする和多前掲注(21)に拠った。但し、前掲注(21)の通り、仁和寺本との間で文字の相違が指摘される。

(30) 『大師行化記』下(『弘法大師伝全集 復刻第二巻』ピタカ、一九七七年、初版一九三四年)。本史料では僧位を有する八人目までの僧侶の内、一人目を除き「伝燈」等がない。なお、武内氏は本史料にも疑義を示すが、ここで検証する用意はない。

(31) 『大日本古文书家わけ第十八東南院文書之一』九三・九四・九六・九七・一〇〇～一〇三・一〇八・一〇九。

(32) 尤も、本寺の有無による区分が当時有り得るのかはまた別に考えるべき問題である。

(33) 但し、前掲注(11)の通り、当該箇所は『東宝記』で挿入が発生していることも考慮すべきかもしれない。

(34) 『類聚三代格』巻三、仁和元年(八八五)五月二十三日官符では元慶寺の年分度僧が「独未<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>本寺」と見え、「天台法華宗年分度度学生名帳」(『平安遺文』補二四六号)には「僧正思」が「末<sup>二</sup>入寺<sup>一</sup>」と見える。前者は時代がやや降る御願寺の例、後者は得度後余り年月を経ぬと見られる例であり、本僧網牒とは全く状況が異なるが、これらを反例とせずともよいか確証を得ない。なお、前者は堀前掲注(2)

(A) 論文や鈴木前掲注(3)、後者は鈴木前掲注(3)の行論の中などで触れられる。

(35) 山本前掲注(16)。なお、武内氏が『東宝記』原本第十三巻と原本第七巻の構成を詳しく比較している。

(36) 『続日本後紀』承和二年三月丙寅条・『続遍照発揮性靈集補闕抄』巻第八、為<sup>二</sup>亡弟子智泉<sup>一</sup>達嘸文(密教文化研究所弘法大師著作研究会編『定本弘法大師全集 第八巻』高野山大学密教文化研究所、一九九六年)。

(37) これを神護寺定額僧と見做す説の展開は武内氏の論文で整理される。詳しくは其方を参照されたい。

(38) 『類聚国史』巻百七十九仏道六諸宗、天長元年九月壬申条・『類聚三代格』巻二、天長元年九月二十七日官符。なお、『新訂増補国史大系 第六巻 類聚国史』(吉川弘文館、一九三四年)巻百八十仏道七諸寺、天長元年九月壬申条は、本文を「解<sup>三</sup>真言<sup>一</sup>僧<sup>二</sup>七人<sup>一</sup>」とするが、結論のみを示せば、同書頭注の内、丁本(「官庫秘蔵」本)・伏本(伏見宮本)・猪本(猪熊信男所蔵本)・巻百七十九(『類聚国史』・逸史(日本逸史)(傍線は底本たる千石政和校刊本の校異)が「一」を「二」に作ったとするのを採り、本文は「解<sup>三</sup>真言<sup>一</sup>僧<sup>二</sup>七人<sup>一</sup>」とすべきと考える。黒板伸夫・森田梯編『日本後紀』(集英社、二〇〇三年)の当該日条も本文に「解<sup>三</sup>真言<sup>一</sup>僧<sup>二</sup>七人<sup>一</sup>」を採る。なお、『類聚国史』の写本に係る近年の研究として、廣瀬憲雄「尾張藩と江戸幕府の『類聚国史』蒐集―国立公文書館内閣文庫・名古屋蓬左文庫所蔵『類聚国史』写本の成立―」(『愛大史学』三三、二〇一三年)がある。

(39) なお、佐藤長門「入唐僧円行に関する基礎的考察」(前掲注(20)『遣唐使と入唐僧の研究―附校訂『入唐五家伝』―』初出一九九四年)も、円明が神護寺定額僧二十名の一人だったとする『弘法大師弟子譜』(長谷宝秀編『弘法大師伝全集 復刻第十巻』ピタカ、一九七七年、初版一九三五年)の説を紹介しつつ、『類聚三代格』巻二、天長元年九月二



十七日官符に見える員数との相違に触れる。

- (40) 前掲注(39)『弘法大師伝全集 復刻 第十卷』。本史料については、小山田和夫『故僧正法印大和尚位真雅伝記』と『日本三代実録』真雅卒伝について(『日本歴史』三三六三、一九七八年)参照。

- (41) 同伝に「十九受具足戒」とあり、元慶三年(八七九)正月三日の死去時、「春秋七十有九」とある。

- (42) 『入唐五家伝』安祥寺恵運伝の原史料は国史所に注進することを目的として作成されたと想定される(川尻秋生「入唐僧宗観と請来典籍の行方」『早稲田大学會津八一記念博物館研究紀要』一三三、二〇一一年)・同「神護寺五大堂一切経目録」の性格(『日本史研究』六一二、二〇一三年)・柳田甫「入唐五家伝」の編纂とその意義(佐藤長門編『古代東アジアの仏教交流』勉誠出版、二〇一八年)。なお、拙稿前掲注(20)で上記の点を述べた際、川尻・柳田両氏の論文を引用できていなかった。ここに記して両氏にお詫び申し上げる。

- (43) 同伝では「弘仁六年(歳次乙未)生年十八、得度受具足戒」とあり、一方、貞観十一年(八六九)九月二十三日の死去時、「生年七十二、夏臘五十三」とある。何らかの錯綜が生じている可能性があるが、没時の夏臘からすると弘仁八年の受戒となると考えられる。なお、拙稿前掲注(20)で恵運の夏臘を検討した際、「弘仁六年」の記述しか着目できていなかったが、本稿では両論併記する(尤も、結論的には弘仁六年が妥当だと考える)。また、拙稿では、前掲注(21)で言及したような、当時の夏臘の数え方には詳らかではない部分がある点に十分に配慮が為されていない。但し、『東寺要集』貞観七年十月十六日官牒を偽文書とした拙稿の結論自体には影響はない。

- (44) 筒井英俊編纂・校訂『東大寺要録』(国書刊行会、一九七一年)。  
(45) 同記録では、「七年四月廿日、受大戒」とある。なお、本史料も拙稿前掲注(20)で恵運の夏臘の検討に用いた。

- (46) 柳田前掲注(42)によれば、『入唐五家伝』靈巖寺和尚伝の本文は、

栄海(一二七八—一三四七)撰『真言伝』卷三、円行条を原史料とし、一部は更にその原典に当たり成立したものと推察されるという。

- (47) 同伝に「十七才受有部具足戒」とあり、仁寿二年(八五二)三月六日の死去時に「春秋五十四、夏臘三十八」とある。受戒年は没時の年齢に基づけば弘仁六年となる。但し、死去日が夏安居前である点を考慮すれば、弘仁五年の受戒の可能性もある。

- (48) 『類聚三代格』や日本古代の格については、吉田孝「墾田永年私財法の変質」(『律令国家と古代の社会』岩波書店、一九八三年、初出一九六七年)・同「類聚三代格」(『続 律令国家と古代の社会』岩波書店、二〇一八年、初出一九七一年)・川尻秋生「日本古代の格と資財帳」(吉川弘文館、二〇〇三年)・磐下徹「類聚三代格—律令国家篇—」(佐藤信・小口雅史編『古代史料を読む 上 律令国家篇』同成社、二〇一八年)・小倉慈司編『古代史料学講演会記録集3 熊谷公男 私の古代史研究と史料学』(JSPS科研費20H01318「格・式研究を踏まえた日本古代社会像の再構築」・「延喜式のデジタル技術による汎用化」(人間文化研究機構広領域連携型基幹研究プロジェクト「異分野融合による総合書物学の拡張的研究」歴博ユニット)、二〇二三年)を挙げるに止める。なお、以下述べる『格』の撰進・施行年や原官符と格の形式的な相違点などの基礎的な知見は、吉田上掲「類聚三代格」や磐下上掲論文等に明らかであり、逐一典拠は示さない。

- (49) 以下、法典としての三代の格を『格』と称し、それに収録される個々の格(単行法令)と区別する。『式』も同様の表記を行う。

- (50) 吉田前掲注(48)「類聚三代格」。

- (51) 川尻秋生「三代の格の格文改変とその淵源—書き換え・増補を中心として—」(前掲注(48)『日本古代の格と資財帳』、初出一九五五年)・同「弘仁格抄」の特質(同上、初出一二〇〇一年)。

- (52) なお、筆者の博士學位論文『平安期における真言宗寺院と僧侶集団の研究』第二章「平安前中期東寺史考—寺僧と仏事を中心に—」(二〇



二二年、東北大学大学院文学研究科へ提出)では、武内氏の研究を引きつつ、定額僧の規模につき、「確たる典拠が見出し得ないため、厳密な時期は特定し難いが、恐らくは、九世紀の早い段階で減員が行われたものと推察される」と述べたが、上記の議論を意識できていなかった。本稿で見解を改めたい。

(53) なお、管見の限り、【史料1】と【史料6】の関係については、本稿に先行して中原祥徳『真言宗所學経律論目録』について「弘仁十四年十月十日付太政官符を中心に」(『仏教学会報』二二、二〇〇一年)が、『類聚三代格』所載の官符が改変されたにせよ、真言宗僧五十人云々の語は、弘仁十四年十一月二日付太政官符、『続日本後紀』承和二年正月六日条、等から、弘仁十四年十月十日当初からあったと見てよい」と指摘する。しかし、中原氏の論文は、『類聚三代格』や三代の『格』の史料性格が十分に考慮されず、『類聚三代格』と『続日本後紀』の内容が部分的に一致する意味も本稿の如くには言及されない。本官符に関わる史料を収集する点で本稿と作業的に重なる部分があるが、異なる史料操作を行うものとして本稿を起す。

(54) 以下に見るような原官符の形態をとる弘仁十四年十月十日官符は、三代格の会(二〇一八年三月二十一日、於早稲田大学)における桐田貴史氏の口頭発表資料「観智院本『類聚三代格』の周辺―中世東寺における古代法典受容の一側面―」、及び前掲注(10)の堀裕氏の校訂作業にて収集される。行論の都合により前後しているが、【史料6】を用いた論証も本官符を把握したことにより着想を得た。

(55) 前掲注(10)の堀氏の校訂作業によれば、かかる原官符の要素を含む官符は、④【史料7】の他、⑤【東宝記】僧坐上(原本第十三巻)、⑥【高野大師御広伝(密教文化研究所編)弘法大師全集】増補三版・首巻、密教文化研究所、一九六七年)、⑦【東寺百合文書】追加之部二八などに見える。この内、(a)・(b)・(c)が全て窺えるのは④・⑤・⑥だが、⑦は(a)が「給」官符治部省「備」として本文に吸収される。

③は(b)しか見えない。なお、中原前掲注(53)も⑦と【史料1】の相違に言及する。

(56) 決定的な矛盾が検出されぬ限り、本官符の活用は強いて回避せずともよいと考えるが、本稿ではより確実な【史料6】を優先した。なお、伴国道の官位は『公卿補任』弘仁十四年条と矛盾せず、美努清庭も厳密な照合が叶わぬが、実在の人物だった点までは確かである(佐伯有清『新撰姓氏録の研究 考証篇 第四』吉川弘文館、一九八二年、二〇七―二二二頁)。

(57) なお、中原前掲注(53)が【史料1】が原官符から改変された可能性(この改変とは『貞観格』編纂時の格文の撰述が意識されず、『類聚三代格』成立までの長期の時間幅が意識される)を述べるが、そうした見方は成り立たない(但し、【史料1】と【史料7】の間で僅かに文字の異同はある)。

(58) 例えば、川尻前掲注(51)『弘仁格抄』の特質は、日本古代の格が「編纂時点での有効法という観点から、格文に削除・増補・書き換えを施された。しかし、一方では、歴史的経緯も示すという相矛盾した使命も持っていた」とする。

(59) 格の読み替えについては、川尻秋生「御牧制の成立―貞観馬寮式御牧条の検討を中心として」(『古代東国史の基礎的研究』塙書房、二〇〇三年、初出一九九九年)・同前掲注(51)『弘仁格抄』の特質「磐下前掲注(48)参照。

(60) 尤も、『弘仁式』・『貞観式』を併合し、改訂を施して成った『延喜式』にて定額僧の員数に係る記述は見えない。すると、『貞観格』の二年後に撰進・施行された『貞観式』による【史料1】の読み替えは生起し難いと思われる。なお、かかる三代の『式』の相互関係や撰進・施行年などの基礎的な知見は、以下も含めて、虎尾俊哉『延喜式』(吉川弘文館、一九六四年)参照。

(61) 『類聚三代格』には上述の「核心」部分を引用する格として、承和元

年十二月二十四日官符や同二年正月二十三日官符（何れも巻二）が見られる。後者は「弘仁十四年十一月十日符」とするが、誤りと見る。なお、中原前掲注（53）もこれらを収集する。

(62) なお、これまで述べてきた以外にも、『史料2』の実否を考える方法はあると見ている。例えば、『東宝記』僧宝上（原本第十三巻）一、東寺俗別当初例、承和五年九月日沙門名款状も上述の「核心」部分の内容を引用する。本款状の真偽は検討を要しようが、仮に本僧綱牒の翌年の本款状が真正の文書ならば、本僧綱牒の実在性は当然揺らぐ。

(63) 尤も、『御遺告』の本条の史実性を否定すること自体は本稿が初めてではなく、守山聖真「弟子伝」（『文化史上より見たる弘法大師伝』国書刊行会、一九七三年、初出一九三二年）は、「大師在世の時に五十口を二十四口に奏定したのではなく、本条は「承和四年の廿四口の定額が決定してから出来たもの、やうにも思はれる」とする。

(64) なお、真木隆行「鎌倉末期における東寺最頂の論理——『東宝記』成立の原風景——」（東寺文書研究会編『東寺文書にみる中世社会』東京堂出版、一九九九年）は、十四世紀初頭に後宇多法皇の帰依や延暦寺・東大寺との確執を背景に確立した東寺の強烈な自尊意識（「東寺最頂の論理」）が『東宝記』へと継承されていくと指摘し、貫井裕恵「『東宝記』編纂の契機とそのテクスト生成をめぐって」（『巡礼記研究』六、二〇〇九年）も、東大寺と醍醐寺の本末相論が契機となり、東寺の真言宗本所意識が強調される『東宝記』が編纂されていったと論じる。かかる『東宝記』の歴史叙述に適合的なものとして、本僧綱牒は『東宝記』に取り込まれたのだらう。だがその述作事情自体はやはり未詳である。なお、『東宝記』を一つの歴史叙述として見る視点は、上記の他、真木前掲注（1）に示唆を得た。

(65) 何れも長谷前掲注（30）『弘法大師伝全集 復刻第二巻』所収。

(66) 更に言えば、前掲注（60）の通り『延喜式』にも定額僧の員数は見えない。『延喜式』は延長五年（九二七）に撰進され、更に修訂の上、

康保四年（九六七）に施行される。

(67) 佐伯有清「聖宝」（吉川弘文館、一九九一年）二四八頁。なお、貞崇に関する近年の研究として、井上友莉子「貞崇と空海の虚空蔵求聞持法修学説話」（『人間文化研究』三三三、二〇二〇年）があるが、『史料8』の「東寺廿僧」に関しては、この佐伯氏の解釈に従っている。

(68) 上島有編『東寺文書聚英 図版篇』（同朋舎出版、一九八五年）一号文書「後宇多法皇宸筆東寺興隆条々事書并添状案」及び同編『東寺文書聚英 解説篇』（同上）二七頁。同文書は『東宝記』僧宝上（原本第十三巻）一、後宇多院御立願（付被仰）関東一勅書案にも収録される。

(69) なお、私見の場合、『東寺長者次第』が日付を誤認する、貞崇が都に戻つてからの再任日を記録するなどの可能性が想定されるが、真相は未詳とせざるを得ない。

(70) なお、武内氏は『御遺告』の記述から、すでに十世紀中ごろには、東寺におかれた五十口の供僧を二十四口に改めたとする説が存在していたことが知られる」とする。本稿は減員の実態を追跡する点で違いがある。

(71) 東寺阿闍梨についての先行研究は多いが、ここでは上川前掲注（1）・拙稿「平安期真言宗と伝法阿闍梨」（『日本史研究』六八四、二〇一九年）を挙げるに止める。

(72) 『東寺要集』正暦五年八月十四日東寺一長者寛朝奏状・長徳元年六月日東寺一長者寛朝奏状。両奏状は『東宝記』僧宝下（原本第八巻）にも収録され、此方も「廿」と記される。

(73) なお、藤原道長の正日法会を記録する『左経記』長元元年（一〇二八）十二月四日条にも、「両界供養作法（胎藏心聲。讚廿人。自宗人）。各宗僧綱讚衆之外、候座交声。但権律師延尋依為三東寺廿僧。在讚衆中」とある。この延尋は万寿二年（一〇二五）時に定額僧だったことが判る（武内孝善「石山寺蔵『禪林寺内供宮灌頂日記』諸師灌頂太政官牒文」（『高野山大学論叢』三一、一九九六年）所載の万寿二

年八月五日付の灌頂日記参照)。すると、右の「東寺廿僧」も定額僧を指すのではないかと思われる。

(74) 『東寺要集』定額僧伝燈大法師位某解状(「請<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>殊賜<sub>二</sub> 鴻慈<sub>一</sub> 奏<sub>二</sub> 聞<sub>一</sub> 公家<sub>一</sub>廿一口定額僧永申<sub>中</sub>聴伝法阿闍梨位<sub>上</sub>状)。本史料は東寺阿闍梨が八名から十六名へ増員された長元九年(一〇三六)以前に年代比定される(拙稿前掲注(71)一〇頁の表の注)。

(75) 東寺の年中行事書である「東寺年中雜事」(『大日本古文書家わけ第十九醒醐寺文書之五』九七二)や「東寺年中行事記」(真木隆行「平安時代の東寺年中行事記―東寺観智院金剛藏本「東寺年中行事記」翻刻―」『山口大学文学会志』五五、二〇〇五年)でも定額僧の人数は「廿二」と見える。この真木氏の論文によれば、前者の祖本は寛弘八年(一〇一一)十二月二十七日以降、寛徳二年(一〇四五)十二月十三日以前、後者の祖本は寛徳二年十二月十三日以降、承保二年(一〇七五)六月十八日以前に成立年代が比定される。

(76) なお、これに関連して、武内氏は、定額僧の減員に言及する『東宝記』僧宝上(原本第十三卷)永久元年(一一一三)十一月十九日官牒所引の寛助の奏状が、本僧網牒を知らず、「御遺告」に基づき書かれたと推察する。

(77) なお、員数設定にあたっては承和三年に東大寺真言院に二十一僧が設置された例(『続日本後紀』同年五月丁未条・「類聚三代格」卷二、同年五月九日官符)が参照された可能性があろう。

(78) 初期の東寺については、赤松前掲注(14)等参照。

(79) 弘仁十四年の法制がすぐ実現しなかったのは、赤松前掲注(14)・堀前掲注(2)①論文等参照。

(80) 堀前掲注(2)⑤⑥論文。また、堀氏以外にも、例えば苦米地誠一「平安期興福寺における真言宗」(『平安期真言密教の研究 第二部 平安期の真言教学と密教浄土教』ノンブル、二〇〇八年、初出二〇〇三年)のように、他寺の僧が東寺僧に補任されたことを述べる研究はある。

(81) この点は堀前掲注(2)⑤論文も注で指摘する。但し、そこで東寺供僧就任前に東寺を本寺とした例とされる、真紹への阿闍梨位授与を許可した「東寺百合文書」甲号外四二、承和十年十二月九日官牒は、『東寺要集』第一及び「東宝記」法宝上(原本第四卷)東寺伝法灌頂始所収の同一官牒では、真紹の本寺が「東大寺」と記される。また、両書には官牒の元を為す同年十一月二十七日東寺款状(この内、前者は堀前掲注(2)④論文の注で挙げられる)も収められるが、何れも真紹の本寺は「東大寺」と記される。よって、「東寺百合文書」甲号外四・二には脱字が生じていると思われる。恐らくは、氏がもう一つ例として挙げる、「東寺百合文書」追加之部三二(「天徳元年(九五七)十二月九日官牒)が東寺を本寺と記す文書の初出例となるのではない。なお、この「東寺百合文書」追加之部三二は後掲注(90)の「醒醐寺重具書案」と同じ内容と見えるが、その史料的人格は後述する。

(82) 前掲注(81)の他、編纂史料でも東寺を本寺と記す例を検出できる。例えば、興福寺本『僧綱補任』(『大日本仏教全書 興福寺叢書一』)を参照すると、十世紀までに僧綱に就いた者で東寺を本寺と記す者には、空海・真雅・峯數・禪念・会理・深覚が見える。この内、深覚は東大寺を本寺とする後掲注(87)の官牒が存在する。それ以外は文書との照合ができず、東寺を本寺とした可能性は強いて否定できない(但し、空海については、『御遺告』では上述の如く大安寺を本寺としたと説かれ、他方、中世には東大寺により自らがその本寺だと主張される。かかる空海の本寺を巡る言説は、永村前掲注(3)参照)。また、当然他の史料を参照すれば更に事例が加わる。とはいえ、東寺を本寺とする例が非常に少ない点は認めてよからう。なお、上記と全て重なる訳ではないが、第2回宮と都の東アジア比較宗教史シンポジウム―日本・宋・高麗・契丹―(二〇二一年十一月七日、於オンライン)の吉川真司氏の口頭発表資料「日本古代の「仏都圏」とその変容」が僧綱の本寺などの情報を表に採録しており、参考にした。

(83) なお、承和四年四月五日僧綱牒を踏まえるが、堀前掲注(2)①論文は、東寺・西寺が当初「本寺足りうる寺院」として企図された可能性にも触れる。その上で、結果的にはほそなることがなかったことが述べられる。

(84) この点は、堀前掲注(2)②論文が承和四年以後の本寺変更の実施の問題に寄せて注で述べる。そこでは例証として『東寺要集』第一が挙げられる。

(85) なお、本表は、前掲注(52)の筆者の学位論文第二章やその内容に関わる筆者の口頭発表で十三世紀初頭までの定額僧の補任状況を纏めたものを土台とするが、そこから本稿に関わる時期や項目を抽出するとともに、増補改訂を行っている。また、作表時には吉川前掲注(82)の発表資料の表も参考にした。

(86) 本稿では、内閣文庫本(請求番号一九二一〇三六五)を参照した。

(87) 『大日本古文书家わけ第十八東南院文書之一』三八、正暦三年七月八日官牒。

(88) 永村前掲注(3)。以下、注記せぬ限り永村氏への言及は本論文に拠る。

(89) 『貞信公記抄』承平元年(九三二)五月九日条に「又定遍空・玄昭之替。可入延鑑・延昌於東寺」。但玄昭代可令寺家定申。」とある。ここに見える玄昭・延昌は同名の天台僧が確認される(興福寺本『僧綱補任』)。

(90) 永村前掲注(3)・稲葉伸道「『東大寺本末相論史料』—古文书集二—」解題「国文学研究資料館編『真福寺善本叢刊』第十卷 東大寺本末相論史料—古文书集二—」臨川書店、二〇〇八年)。この『真福寺善本叢刊』第十卷 東大寺本末相論史料—古文书集二—では、本相論に係る文書が相論の展開に沿って復原・配列され、翻刻が為される。本稿で引用する『醍醐寺初度陳状案』・『醍醐寺重陳状案』・『醍醐寺重具書案』は本書に拠った。また、これらの史料名も本書が付したものに從つて

いる。

(91) 前掲注(90)『真福寺善本叢刊』第十卷 東大寺本末相論史料—古文书集二—。貫井裕恵「『東寺百合文書』にみえる東大寺醍醐寺本末相論関係史料について」『鎌倉遺文研究』三五、二〇一五年)。同「東大寺本末相論関係資料の紹介—兵庫県立歴史博物館蔵喜田文庫のうち—」『金澤文庫研究』三三七、二〇一六年)。

(92) 『醍醐寺重陳状案』有職解文中雖注「東大寺号」非「本寺」上者、永可被<sub>レ</sub>棄<sub>レ</sub>損<sub>レ</sub>濫<sub>レ</sub>訴<sub>レ</sub>事」の条。かかる引用意図は『醍醐寺重具書案』でもこれらの官牒群の直前に示される。

(93) 永村氏は、東寺を本寺とするのは「不確実な一例のみ」としていたが、「東寺百合文書」甲号外四二、承暦二年十月十七日官牒も加わる。とはいえ、やはり非常に稀な例であることには変わりない。

(94) 両寺がかかる主張を行った点は、永村前掲注(3)・牧野淳司「中世東大寺縁起の諸相—寺院間の相論あるいは唱導と『平家物語』—」『文学』四一六、二〇〇三年)参照。例えば、『醍醐寺重陳状案』では、「一、真言宗以<sub>二</sub>東寺・醍醐寺<sub>一</sub>為<sub>二</sub>本寺<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>東大寺<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>本寺<sub>一</sub>」や「一、東寺為<sub>二</sub>真言本寺<sub>一</sub>由、東大寺承伏事」といった条が立てられる。

(95) なお、『醍醐寺重具書案』には定額僧の他、神護寺宝塔院七禪師を補任した延喜十六年(九一六)四月五日・同年十一月七日・同十七年七月十五日・同十八年十月十七日・同十九年十月十三日付の官牒五通が収められる。それらの本寺の内訳は、興福寺二、大安寺一、東大寺一、薬師寺一となる。神護寺の官牒に東大寺が一例含まれるのは、醍醐寺が僧名下の寺号表記を「或注<sub>二</sub>得<sub>一</sub>」<sub>原之形</sub>、<sub>或注<sub>二</sub>得<sub>一</sub>」<sub>成注</sub>、<sub>或注<sub>二</sub>得<sub>一</sub>」<sub>出時</sub>所、依<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>定也<sub>一</sub>(『醍醐寺初度陳状案』)と主張していた(永村前掲注(3))ため、決して無視できぬ東大寺を、多様な寺号表記の一つとして扱えないしは扱おうとしたからではないか。</sub></sub>

(96) なお、本表の情報は筆者が初めて纏めた訳ではなく、尾上寛伸「年



分度者に見られる課試制度」(塩入良道・木内堯央編『日本名僧論集 第二巻 最澄』吉川弘文館、一九八二年、初出一九六〇年)にも『東宝記』に見える得度者の一覧が掲載される。

(97) なお、永村氏は「諸寺の寺号表示を載せる補任状等の真偽を判断するためには、傍証を求めるべきであるが、残念ながら今その術はない」としていたが、No.14・17に関しては、〔表2〕がその傍証となり得るのではないか。

(98) なお、永村氏は寺僧の本寺は原則的には終世変わらなかったと述べる。

(99) 『東寺長者補任』(『続々群書類従』第二) 天曆八年(九五四)条・康保三年(九六六)条。

(100) 例えば、〔表1〕No.11定昭<sup>(98)</sup>が康保三年に凡僧別当に補任されたことが窺える(『東寺長者補任』康保三年条)。

(101) 例えば『勸修寺旧記』(『続群書類従』第二十七輯上)では勸修寺の第二代別当遍覚について、「天曆八年□月□日卒(年五十六。東寺入寺并凡僧別当)」とあり、死去時に凡僧別当と定額僧を兼ねていたと見られる。なお、勸修寺別当については、拙稿「撰関期の勸修寺と権門―別当補任文書を手掛かりとして―」(『山形大学歴史・地理・人類学論集』二四、二〇二三年)で論じた。

(102) 東寺の凡僧別当と僧綱別当は、富田正弘「中世東寺の寺院組織と文書授受の構造 付 寺僧一覧・諸職補任・索引」(『資料館紀要』八、一九八〇年)等参照。

(103) 『東寺長者補任』。

(104) この点は、〔表1〕No.15智源が「定額僧律師定助死闕之替」に定額僧となったことから判る(『醍醐寺重具書案』天徳元年(九五七)十二月九日官牒)。僧綱が新たに定額僧になるとは考え難いため、定助は天曆六年(九五二)十二月二日に権律師となる前から定額僧だったと考えられる(興福寺本『僧綱補任』)。定額僧と僧綱の関係は別に論じ

たい。

(105) なお、九世紀段階の真言宗分の年分度者に向けられた言説だが、『御遺告』一、可<sup>レ</sup>試<sup>二</sup>度宗家年分<sup>一</sup>縁起第十六には「簡<sup>二</sup>定諸定額僧中能才童子等<sup>一</sup>於<sup>二</sup>山家<sup>一</sup>試度」と見える。

〔付記〕 本稿は、JSPS科研費JP20H01318・同JP23K12272による研究成果の一部である。



## A Study of *Tō-ji jōgakuō* in Ancient Japan

SATO, Masami

This study focuses on *Tō-ji jōgakuō* (東寺定額僧) to examine the historical reality of Tō-ji Temple in ancient Japan. *Tō-ji jōgakuō* were the monks officially assigned to Tō-ji Temple and engaged in the Buddhist rituals. The study probes how many of these monks there were and their *honji* (本寺; temple to which monks officially belong). The findings are as follows. The historical records concerning the founding of *Tō-ji jōgakuō* presented in (1) “*Sōgōchō*” (僧綱牒) on April 5, Jōwa (承和) 4 (837 CE) in *Tōbōki* (東宝記), vol. 13, and (2) “*Saisho-nijūikku-kyōmyō*” (最初廿一口交名) in *Tōbōki* vol. 7, are not credible. It is difficult to confirm the following as historical facts: (1) the reduction in the number of *Tō-ji jōgakuō* between Kōnin (弘仁) 14 (823 CE) and the codification of *Jōgankyaku* (貞觀格), as stated in *Goyuigō* (御遺告), and (2) the wholesale designation of Tō-ji Temple as the *honji* of the *Tō-ji jōgakuō* in Jōwa 4 (837 CE). It is reasonable to conclude that as long as the *kyaku* (格) of October 10, Kōnin 14 (823 CE), the appointing statute at the time, remained valid, the institutional size (in terms of the number of *Tō-ji jōgakuō*) was stipulated as 50. On the other hand, it is certain that the organizational size in reality had decreased by Tengyō (天慶) 6 (943 CE); furthermore, it is likely that this reduction had already occurred by Shōtai (昌泰) 2 (899 CE). Although speculative, it is possible that the institutional size of the *Tō-ji jōgakuō* stabilized through sources such as *Goyuigō*, rather than through a clear legal basis. In the mid-10th century, 1) the *kyaku* of October 10, Kōnin 14 (823 CE) was not understood to govern the transfer of the *honji* for the *Tō-ji jōgakuō* appointed to Tō-ji Temple and 2) it was uncommon for Tō-ji Temple to be the *honji* of the *Tō-ji jōgakuō*. This situation traces back to at least the first half of the 10th century.